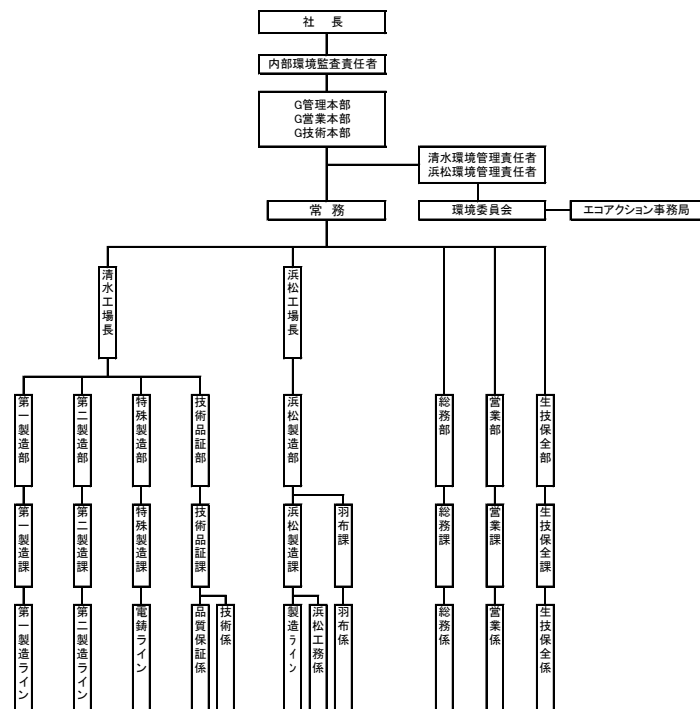


(7) 環境活動組織

1.実施体制図(2018.06.26～)



2.各自の役割・責任及び権限

①代表者

- ・ 環境方針の決定並びに見直し
- ・ 環境管理責任者の任命
- ・ 環境経営システムの構築、環境経営マニュアルの承認並びに見直し指示
- ・ 環境目標と環境活動計画の承認
- ・ 環境経営システムの構築・運用・維持に必要な経営資源の準備
- ・ 緊急事態発生時の統括
- ・ 内部環境監査員の選任、内部監査実施の指示と結果の確認
- ・ 代表者による全体の評価と見直し
- ・ 代表者による環境経営における課題とチャンスの特化

②内部環境監査員

- ・ 内部監査の実施と報告
- ・ 監査内容の守秘義務

③環境管理責任者(次の事項に定められた役割・責任及び権限を、他の責任にかかわりなくもつ)

(浜松環境管理責任者は、環境管理責任者の指示のもと、浜松工場に関する下記の役割の一部を実施する)

- ・ 環境経営システムを確立し、実施・維持管理を継続的に運用
- ・ 環境方針、環境目標、環境活動計画の立案
- ・ 環境活動計画の推進状況把握と社長への報告
- ・ 該当環境関連法規等の把握と管理
- ・ 環境経営システムに関する規定類の整備
- ・ 環境関連教育、計画、訓練の実施
- ・ 緊急事態発生時の対応実施と報告
- ・ 問題点発生に対する是正及び予防処置の対応指導
- ・ 社長による環境経営システムの見直しのための情報を提供
- ・ 内部環境監査員の教育、内部環境監査計画の作成

④事務局

- ・ 環境委員会の開催及び運営
- ・ 環境管理責任者の補佐
- ・ 文書記録作成

⑤各部門管理者

- ・ 環境活動計画の推進

⑥環境委員会

- ・ 各部署の取り組み状況をチェックし、環境目標の達成に向けて従業員を指導
- ・ 各部署の環境負荷実績等を記録し取りまとめて、事務局に報告